

## 1 テニスコート使用料

(単位:円)

使用区分		使用料	
		一般	高校生以下 (高専校生を含む。)
専用使用	1面1時間につき	310	310
個人使用	1時間につき	110	50
年間個人使用		6,290	3,140

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 「年間個人使用」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間の個人使用をいう。  
ただし、当該期間の中途において使用の許可を受けたときは、その許可の日から当該期間の末日までの個人使用をいう。

## 2 テニスコート附属設備使用料

設備区分	使用料	
放送設備	1時間につき	140円
温水シャワー	1室1時間につき	550円
	1回につき	100円
夜間照明設備	専用使用の場合	1面1時間につき 60円
	個人使用の場合	1時間につき 30円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数がある場合、端数を1時間として計算する。
- 2 「1回」とは、20分以内をいう。
- 3 この表の規定にかかわらず、新舞子テニスコートに係る夜間照明設備の使用料については、1面1時間につき1,100円とする。